令和７年（2025 年）４月発行

償還払による無償化の給付（施設等利用費）請求手続のご案内

一時預かり利用料等を給付する制度「子育てのための施設等利用給付」について、以下のとおりご案内いたします。

無償化の給付（施設等利用費）を希望する方は、以下の内容をご確認の上お申し込みください。

幼稚園在園児の場合は給付制度が異なりますので、学務課幼稚園係（03-5984-1347）にお問い合わせください。

無償化の給付（施設等利用費）の対象者など

1　対象者（給付を受けられる方）

対象となる事業の利用日において、つぎの要件を全て満たす児童の保護者

（１） 練馬区内に住所を有し、年度当初の４月１日時点で
満３歳以上（学齢３～５歳児クラス）の児童または
満３歳未満（学齢０～２歳児クラス）の児童のうち、住民税非課税世帯の児童

（２） 認可保育所、地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業等）、認定こども園、企業主導型保育事業を利用していない児童

（３） 練馬区から「保育の必要性」の認定を受け、かつ認定の有効期間内である児童

「保育の必要性」の認定については、保育認定係（03-5984-1479）にお問い合わせください。

2　対象施設・事業（※１）

（１） 一時預かり事業（乳幼児一時預かり事業を含む。）
（２） 認可外保育施設（認証保育所を含む。）
（３） 病児・病後児保育事業
（４） 短期特例保育事業
（５） ファミリーサポート事業（※２）

※１ 無償化の給付は、無償化対象施設としての「確認」を受けている施設の事業に限ります。
※２ 送迎のみの利用の場合は、無償化の対象になりません。

無償化の給付（施設等利用費）の上限額等について

無償化の給付対象となるのは利用料（保育料）のみです。
登録料や給食費等は給付の対象になりません。給付の上限額は以下のとおりです。

児童の年齢（年度当初４月１日時点）、課税状況	無償化の給付上限額
満３歳から満５歳までの児童	月額 37,000 円
満３歳未満の児童のうち、住民税非課税世帯の児童	月額 42,000 円

※　同じ月に複数の施設・事業をご利用の場合は利用料を合算し、上記上限額まで給付します。
※　認可外保育施設（認証保育所を含む。）の月ぎめ利用の保育料も含め、上記上限額まで給付します。月ぎめ利用の保育料分は、区から施設（事業者）に直接支払うため、償還払の請求は不要です。
※　施設等利用給付認定を受けた日から無償化の対象です。月途中で認定を開始または終了をした場合の上限額は日割り計算を行います。

償還払による無償化の給付（施設等利用費）請求のための必要書類、請求方法など

＜償還払による無償化の給付の流れ＞

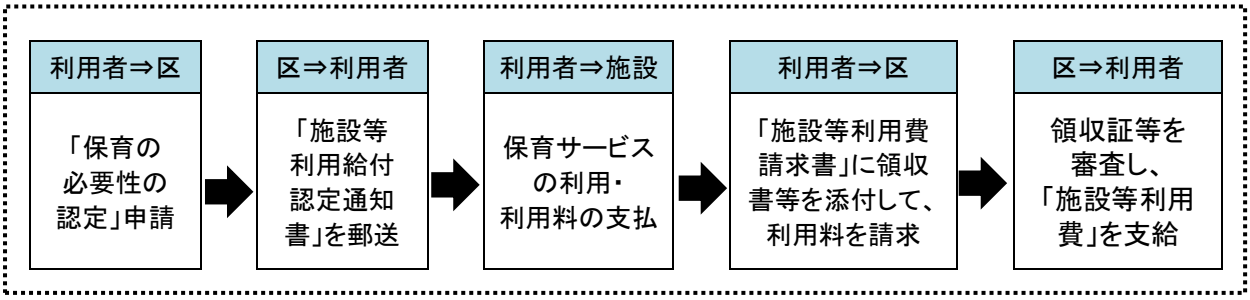

1　無償化の対象になるためには、まず「保育の必要性」の認定が必要になります。
別紙「幼児教育・保育の無償化に伴う保育の必要性の認定(２号・３号認定)について」をご確認の上、「保育の必要性」の認定を申請してください。練馬区は児童ごとに事由、期間などについて認定し、「施設等利用給付認定通知書」を郵送します。

※　「保育の必要性」は原則申請日（練馬区の書類受理日）から認定となり、遡及しません（さかのぼって認定しません。）。「保育の必要性」の認定を受けずにサービスを利用した場合や、認定の有効期間が切れた場合は、無償化の対象外となります。

※　すでに認可保育所等の利用申込みをしたが保留になっている方や、認定の有効期間が切れる方は、保育課保育認定係（03-5984-1479）に必要な手続等について確認をしてください。

2　施設・事業を利用する際に、無償化の給付請求をする旨をお申し出ください。お申出があった方には施設から「領収証兼提供証明書※」が発行されますので、請求時まで大切に保管してください。

※　ファミリーサポート事業の場合は援助会員から「活動報告書」が発行されます。記載内容に不備がないかご確認ください。

※　乳幼児一時預かり事業の場合は「乳幼児一時預かり事業サービス提供証明書」が発行されます。

3　「施設等利用費請求書（償還払用）」に必要事項を記入し、施設から受け取った「領収証兼提供証明書」等を添付して、下記の受付期間内に保育サービス推進係にご提出ください。
（郵送可。締切日必着）。

※　総合福祉事務所ではお受けできません。

※　ご提出いただいた書類は返却できませんので、必要に応じてコピーをお取りください。

＜請求書受付期間＞

事業利用月	請求書受付期間	給付時期
１０月～１２月利用分	１月４日～１月末日	２月下旬予定
１月～３月利用分	４月１日～４月末日	５月下旬予定
４月～６月利用分	７月１日～７月末日	８月下旬予定
７月～９月利用分	１０月１日～１０月末日	１１月下旬予定

※　請求書受付期間の末日が土日・祝日に当たる場合、月の最後の平日が締切日となります。

※　「施設等利用費請求書（償還払用）」および記入例は、練馬区ホームページからダウンロードできます。また、各対象施設でも配布しております。

4　練馬区では、受け付けた請求書類を審査し、給付の対象となる方には、給付上限額の範囲内で利用料相当額を請求者名義の指定口座に振り込みます。

よくある質問

1　区外のサービスを利用した場合も請求できますか？また、請求先はどこになりますか？

練馬区在住の方が、練馬区外の施設・事業を利用した場合でも、当該施設が無償化の確認を受けている施設であれば、練馬区に無償化の給付請求を行うことができます。「施設等利用費請求書（償還払用）」に必要事項をご記入の上、利用施設から受け取った「領収証兼提供証明書」等を添えて、ご請求ください。

2　施設からもらった「領収証兼提供証明書」を紛失してしまいました。コピーを添付して請求すれば給付を受けられますか？

無償化の給付請求には、「領収証兼提供証明書」等の原本の添付をお願いしています。
紛失してしまった場合は、ご利用いただいた施設に再発行の依頼をしてください。

3　請求書の受付期間を過ぎてしまっても、請求はできますか？

無償化の給付を受ける権利の時効は 2 年と定められています。時効前であれば、請求することが可能です。詳細につきましては、保育課保育サービス推進係（03-5984-1622）までお問い合わせください。

4　利用サービスの予約がいっぱいで使えなかったので、近所の方に料金を支払って保育をお願いしました。領収証を発行してもらえば、無償化の給付を受けられますか？

無償化の給付は無償化対象施設としての「確認」を受けている施設の事業に限ります。ご近所の方や、「確認」を受けていない施設の事業を利用しても、無償化の給付は受けられませんのでご了承ください。

【お申込み・お問合せ先】

○無償化の給付請求について

練馬区 保育課 保育サービス推進係（03-5984-1622）
〒176-8501　練馬区豊玉北６-１２-１（練馬区役所本庁舎 10 階）
受付時間　８時 30 分～17 時 15 分（土日・祝休日・年末年始を除く。）
※　幼稚園在園児の場合　　：学務課幼稚園係（03-5984-1347）
※　保育の必要性の認定申請：保育課保育認定係（03-5984-1479）

○制度に関すること

認証保育所、認可外保育施設　　：保育課保育サービス推進係（03-5984-1622）
幼稚園の預かり保育　　：学務課幼稚園係（03-5984-1347）
私立保育園の一時預かり　　：保育課私立保育所係（03-5984-1634）
乳幼児一時預かり（ぴよぴよ）　：在宅育児支援担当課育児支援係（03-5984-5673）
ファミリーサポート事業

※　施設の利用に関すること（利用申し込み方法、保育料など）は、各施設にお問い合わせください。